

シンポジウム  
同性カップルの法的保障を考える  
～多様な家族が平等であるために～  
—報告書—

日時：2017年11月22日（水）午後6時～午後8時

場所：弁護士会館17階1701ABC会議室

主催：日本弁護士連合会

※本報告書は、シンポジウムにおける報告者及び各パネリストの発言内容をまとめたものであり、当連合会の公式な見解ではありません。

## シンポジウム

### 同性カップルの法的保障を考える～多様な家族が平等であるために～

---

#### <プログラム>

- I 開会挨拶** 3頁  
日本弁護士連合会副会長 田村 智幸
- II 同性カップルからの声（1）** 4頁  
世田谷ドメスティック・パートナーシップ・レジストリー所属 小野 春 氏
- III 同性カップルからの声（2）** 7頁  
世田谷ドメスティック・パートナーシップ・レジストリー所属 白石 岳志 氏
- IV 講演「性的マイノリティ制度課のモデル転換への挑戦-台湾と札幌での取組を中心に-」**  
明治大学法学部教授 鈴木 賢 氏 10頁
- V 講演「憲法学から見た同性カップルの法的保障」** 20頁  
東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿 氏
- VI コーディネーターによる質疑応答** 30頁  
(登壇者)  
世田谷ドメスティック・パートナーシップ・レジストリー所属 小野 春 氏  
世田谷ドメスティック・パートナーシップ・レジストリー所属 白石 岳志 氏  
明治大学法学部教授 鈴木 賢 氏  
東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿 氏  
(コーディネーター)  
日弁連両性の平等に関する委員会委員 寺原 真希子
- VII 閉会挨拶** 35頁  
日弁連両性の平等に関する委員会委員 本多 広高

(司会) 定刻になりましたので、日本弁護士連合会主催のシンポジウム「同性カップルの法的保障を考える～多様な家族が平等であるために～」を開催いたします。

本日はお忙しい中、シンポジウムにお越しいただき、ありがとうございます。

本日の司会進行は日弁連両性の平等に関する委員会LGBTの権利に関するプロジェクトチーム座長の本多が務めさせていただきます。最後までどうぞよろしく願いいたします。

それでは最初に、主催者を代表して、日本弁護士連合会副会長の田村智幸より、開会の御挨拶を申し上げます。

## I 開会挨拶

### 日本弁護士連合会副会長 田村 智幸

(田村) 皆さん、こんばんは。私は日本弁護士連合会副会長の田村智幸と申します。会長の中本が所用で出席できませんので、代わりに日弁連を代表しまして御挨拶をさせていただきます。

私は、札幌弁護士会に所属する弁護士でございます。どうしてここで挨拶をして、日弁連の仕事ができるかという、1年間単身赴任で東京で役職を全うしているところでございます。

実は、札幌弁護士会から、私が日弁連副会長に推薦を受けた際に、公聴会が開かれるのですが、公聴会で所信表明を述べて、質問を受ける機会がございました。1月の下旬でございました。毎年、札幌弁護士会の両性の平等に関する委員会からは、LGBTのことについて質問を受けます。「副会長候補者はこのことについてちゃんと認識しているのか」、あるいは「このことをどうやって、法的な問題としてきちんと取り上げて、社会の明るみに出していくように考えているのか」、こう質問を受けるのです。

事前に質問状をいただいていたものですから、私は何と答えようかと思っていて、1月下旬に、NHKのテレビを見ていましたら、ちょうどNHK札幌が取材をした小さな番組だったのですが、ある高校生の方が、LGBTのことについて非常に深い興味、更には勉強したいということで、当事者の方たちといろいろな接触をしながら、声を聞き、学び、そしてその体験を、高校生ですから、御自分の高校に持ち帰ってみんなで議論するというのをやっていました。私はやはり、このことについて世の中の関心を高めていくためには、そのようなことが必要なのだと思った次第です。

今日は、小野さん、白石さん、当事者をお迎えしております。得てして、当事者の方、あるいは関係者、それから関係している弁護士のみに関心事項になっていないか。それを、少なくとも私のような世代ではなくて、若い人たちがきちんとこのことについて認識を共有化していく、そして広めていく。それで、カップルの在り方は多様であるのだということ、とりわけ若い人たちが理解をしていくことが、このことを前

進させていく、それがやはり一番の鍵かと思って、そのように答弁させていただいた次第であります。そして、その気持ちは今も全く同じでございます。

札幌弁護士会では、今日の資料にもありますが、札幌市が「パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を設けていたり、前の市長や、今の市長が取組に非常に積極的であります。東京でも渋谷、世田谷の取組は、比較的早くから新聞等にも取り上げられていたところですが、なかなか追いついていけないということが現状だと思えます。

今日は明治大学法学部教授で、北海道御出身だと思えます鈴木先生をお迎えして講演いただきます。また、今の憲法学の同世代の第一人者であります、東京大学の宍戸先生をお迎えして、このことについてお話を伺って、しっかりと学ぶ、そのような、秋も深くなりましたけれども、一夜にしたいと思っております。最後までよろしく、御清聴をお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

(司会) 引き続きまして、本日のスケジュールを御説明いたします。本日は世田谷ドメスティック・パートナーシップ・レジストリーからお越しいただいた同性カップルの方2名から、それぞれお話をいただいた後、明治大学法学部の鈴木賢教授、東京大学大学院法学政治学研究科の宍戸常寿教授から講演していただき、最後に各登壇者に対して、弁護士・寺原真希子をコーディネーターとした質疑応答を行ってまいります。

開会前のアナウンスでも御案内させていただきましたが、同性カップルの方、2名につきましては、取材にいらしている記者を含めて、個人の写真及び動画撮影はお断りさせていただきます。また、御来場されている方々のお顔が写る形での写真及び動画撮影もなさることがないように、お願い申し上げます。

それでは、まず世田谷ドメスティック・パートナーシップ・レジストリーの皆様からお話をお願いします。世田谷ドメスティック・パートナーシップ・レジストリーは、同性間のパートナーシップにおける権利を異性間のものと平等にしていくことを目指す、世田谷区民を中心とした団体です。

本日、お配りすることが途中からになってしまいましたが、受付にて三つのパンフレット類をお二方の関連資料として配布しております。途中から配布いたしましたので、受け取られていない方は、お手数ですけれども、お帰りの際にお持ちいただけると有り難いです。

それでは、小野さん、白石さん、順番にお話をお願いいたします。

## II 同性カップルからの声（1）

世田谷ドメスティック・パートナーシップ・レジストリー所属 小野 春 氏

(小野) 皆様、こんばんは。「世田谷ドメスティックパートナーシップレジストリー」

(略称「世田谷DPR」)の小野春と申します。

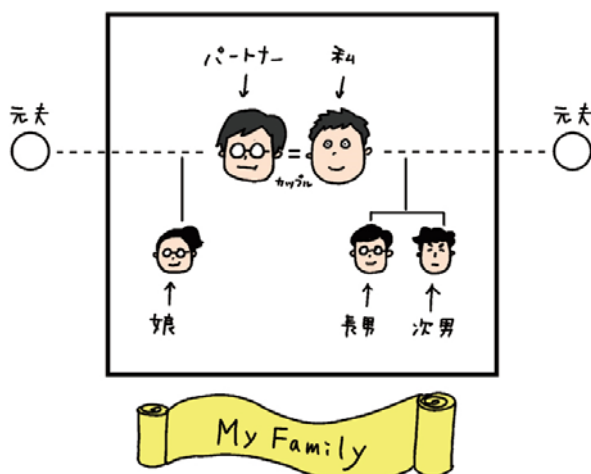
まず、本日はこのような場所でお話しする機会をいただきまして、本当にありがとうございます。私は、世田谷区民と世田谷で働いているLGBTの人を中心としたグループである「世田谷DPR」のほか、子育てをするLGBTの会「にじいろかぞく」の代表を務めております。

私は世田谷で育ちまして、現在も世田谷で暮らしながら、同性のパートナーと、かつての結婚でもうけた互いの連れ子三人を育ててまいりました。にじいろかぞくでは、子どもたちやその親や仲間たちが集まってピクニックをするなどもしています。

私は、世田谷で、同性のパートナーと子どもを育ててきたのですが、ちょっと分かりにくいのでイラストで説明します。これが私の家族です。かつての結婚でもうけた、互いの連れ子三人と一緒に暮らしてきているのですけれども、現在は、一番上の子どもは大学生になり、下の二人は高校生になりました。暮らし初めは全員保育園児だったのですけれども、だいぶ大きくなりました。

子どもが小さかった頃には、現在ほどLGBTの認知が進んでおらず、カミングアウトすることはためられる場面が多かったので、カミングアウトは積極的にはしてきませんでした。そのため、外では二家族としてしか扱われず、子どもたちにも苦労をかけたと思います。カミングアウトをしてこなかったことで、それを理由に子どもがいじめられたりすることはありませんでしたが、家の中と外では振る舞いを変えたり、家族について聞かれることを避けたりと、子どもたちはそれぞれに工夫をさせることになってしまいました。

イラストのとおり、子どもは、私の方に二人子どもがいて、パートナーの方に一人娘がいるんですね。このような構成になっておりますので、私の子どもが入院したことがあったのですけれども、そのときも同性パートナーでは入院手続きができず、「元夫でもよいから、血のつながった親を連れてきてください」とパートナーが言われて、がく然としたことがあります。手続に行きたくても、具合が悪く、泣きわめいている子どもから離れることもできず、「こんなとき夫婦であれば」、あるいは「何か証明できる間柄であれば」と強く思いました。



これからも、例えば子どもたちに結婚相手ができたりしたときも、おめでたさよりも先に、相手の御家族にどう思われるか、親のために破談になることがないようにと、常に心配がつきまといます。

平成 27 年 11 月に、世田谷で同性パートナー宣誓がスタートしたとき、世田谷 D P R の仲間たちと共に、私も初日に宣誓をしました。区が同性カップルを認めてくださるといっても大きな一歩に、生まれ育った町で、初めて自分を丸ごと受け止められたような気がしました。よく「同性婚ができるようになったのですよね」という御反応をいただくことがあったのですが、残念ながら、世田谷の制度には法的保障は一切ありません。それどころか、同性愛者であることを理由に不当な思いをしても、そこから守ってもらえる保障さえありません。(LGBTPT 注：世田谷区では 2018 年 3 月、性的マイノリティや外国人などを差別することを禁止する条例ができ、4 月から施行されていますが、罰則規定はありません)

正直なことを言いますと、宣誓をしたときは、何に使えるのかは分からないけれども、記念になれば良いくらいの気持ちでした。しかし、宣誓をしました 3 か月後に、私に乳がんが見つかりまして、大きな治療を乗り越えなければならなくなったときに、宣誓をしていたので、安心して、手術同意書や身元引受人の届出に「同性パートナー」と記載し、パートナーにサインをしてもらい、家族のみが受けられる医師からの告知も、パートナーと共に受けることができました。

相手のことを公的に説明できるようになることが、いかに大きな意味を持つのかと感じました。しかし、大病をしてみて、困ってからでは遅すぎるのだと痛感することにもなりました。いつもは周りの皆さんと同じように暮らしているつもりでも、本当に困ったことになったときには、私の暮らしには法的保障がないのだということ突き付けられて、とてもつらかったです。

例えば、私たちには共同親権がありません。そのため、特に子どもたちが小さかった頃は、私が死んだとき、子どもたちはどうなるのだろうか、例えばパートナーが死んだら、娘の親権を取れるどころか、面会交流を求めることさえできるのか分からず、いつも不安がつきまといました。(LGBTPT 注：あまり知られていませんが、死亡後にパートナーを未成年者後見人とするために、遺言でパートナーを未成年者後見人に指定するという方法があります。)

それから、世田谷区では、区営住宅に同性カップルはそもそも申し込むことさえできなかったのですが、申し込めるように話し合いが 1 年にわたり続けられ、区営住宅関係の条例がやっと、2017 年 6 月、改正されました。

特に自分は病気の治療で収入がなくなり、区営住宅を見るたびに、妬ましい気持ち(本当に妬ましい気持ちというのが一番自分にぴったりくる言葉でした)によくなっていたので、せめて申し込めるようになるように頑張ろうと、その 1 年はいろいろな努力をさせていただいたのですが、やはりそのようなことを続けていくには、仕事を休んだり、子どもたちを待たせたりして、様々な方にお会いして、いかに困っているかをお伝えしなければ、なかなか理解していただくことが難しかったです。

同性婚ができるようになる直前のアメリカに行き、お話を伺ったことがあるのです

が、そのとき、結婚できないということは 1,000 個の社会保障を失っているのだと聞き、とても驚きました。日本でもきっとそれなりの数の法律から排除されているのかと思うと、結婚という一括の社会保障パッケージがない限り、住宅条例と同じように、一つ一つを求めていったら、本当に私の人生は終わってしまうなと感じます。

結婚制度があれば、二人の人間がつがい、子育てをする基盤を作るのに適した社会保障を得ることもでき、世間からも家族として扱ってもらえます。子どもたちにも、もう二家族のように扱われないで、一つの家族と、どこから見ても分かりやすく伝えることができると思います。

かつて結婚していた時の生活と今の生活は、内容的には、自分は全く同じだと感じています。それなのに、同じように子育てしているにもかかわらず、社会保障と社会的認知の場面で日々差をつけられていること、これは差別ではなくて、一体何でしょうか。

日本においては、まだまだ同性愛は趣味嗜好であるという間違った概念がまかり通っているようですが、多くの異性愛者にとって、同性を好きになることはないのと同じように、多くのLGBTの人にとっては、変えたくても変えられないものであり、生き方そのものの問題なのです。

誰を好きになるかということを中心に社会保障制度や文化が成り立ち、私たちを取り巻くあらゆる要素に影響を及ぼしている以上、今ある制度を活用してしのぐという実利面だけで終わらせるのではなく、法律が及ぼしている影響について、再考いただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

(司会) ありがとうございます。続きまして、白石岳志さん、お願いいたします。

### Ⅲ 同性カップルからの声 (2)

世田谷ドメスティック・パートナーシップ・レジストリー所属 白石 岳志 氏

(白石) 今日このような場所でお話をする機会をいただきまして、ありがとうございます。世田谷DPRのメンバーで、白石岳志と申します。また、「特定非営利活動法人パープル・ハンズ」という性的マイノリティの暮らしや高齢期を考えるNPO法人の会員をしています。

私は、職業は都内の公立学校で教員をしています。9歳年上の男性パートナーと世田谷で暮らして25年になりました。今年で銀婚式です。親にも職場にもゲイであることは話していません。ゲイだと自覚してからもずっと伏せて、歩んできました。

2人で働いて、一緒に飯を作って、食べて。週末は洗濯をしたり、一緒に山を登ったり、そんな風にごく普通に生きてきましたし、これからも普通に生きていきたいと

思っています。それだけなのに、いつもなんとなく自分のことを、隠そう、隠そうとしてきました。「2人で布団を干していたら変に思われないかな」とか「隣の奥さんと廊下ですれ違いたくないな」とか。でも、そのような意識も今日、皆さんの前でお話をしているように、少しずつ変わり始めてきています。

私が初めて自分のことをゲイだと気がついたのは中学生のときで、二十代まではずっともんもんとしていました。「ノストラダムスの大予言」があったと思いますが、それが叶って、地球が滅亡して、三十代で自分は死ぬのだと真剣に望んでいました。

当時、周囲には否定的な情報しかありませんでした。好きな人と共に生きていく人生など、思い描きませんでした。それでもゲイ雑誌で知り合った今のパートナーと付き合いを始めますと、一緒に暮らしたいとすごく強く願うようになり、同居を始めたのが24歳。

一緒に物件を見て回り、世田谷の古いアパートが気に入りました。不動産会社には、親戚同士とうそをつきました。大家は男2人の同居に渋い顔をしましたが、「管理費を2倍払うならいいよ」と言われて、今から考えれば随分理不尽な要求だったと思うのですけれども、そのときは好きな人と暮らせることが嬉しくて、6年間、倍の管理費を払い続けました。

12年前にマンションを購入したときも、銀行からは「男二人の名義の物件にはローンは組めない」と言われて、やむなく自分1人でローンを組んでいます。実際にパートナーもローンの返済の負担をしていますが、私が死んだときには、彼には全く何の権利もありません。それでは困ると思って、財産の管理に関する公正証書というものを作りました。吉祥寺の公証人役場で作った証書には、「二人は愛し合って生活を共にしてきた」という1文を入れてもらいました。その文章を公証人の方に読み上げてもらったときには感激して、涙が出ました。

2015年1月、世田谷区議の上川あやさんからの、「同性同士で暮らす区民の存在を行政に示すことで、初めて行政は同性カップルの存在を正面から認め、真剣にその存在への手当を考えるようになるので、区長や幹部に直接会ってもらう算段をしたい。プライバシーはきちんと守るから協力をしてほしい。」という求めに応じて、世田谷DPRの結成につながる勉強会に参加しました。

自分と同じように世田谷区で暮らしてきた同性同士のカップルがこれほどいるのかと驚き、世田谷で暮らしてきたパートナーが同性であるために、様々な理不尽を経験してきた人たちが少なくないことを、そこで改めて知りました。自分が感じてきたような理不尽は、みんなの共有の体験だったのです。

勉強会を重ねて、メーリングリストでも意見を交わす中で、これらは個人の問題ではなく、社会の側の問題なのだと強く感じ、「問題を可視化するためには、みんなで動く必要がある」といった上川議員の要請の意味も、徐々に分かってきました。

2015年3月17日、区役所で区長と区の幹部にお会いして、面談は2時間に及びま



した。私たち当事者から、同性カップルであるがゆえの不利益、性的マイノリティであったがゆえの生きづらさを話しました。「私たちの存在を公に認めてほしい」、「そのための制度が欲しい」、「他の区民と変わらぬ家族として扱ってほしい」との想いを直接ぶつけ、同性カップルを公に認める制度を作ること、同性カップルにも適用可能な区の家族向けサービスを洗い出し、提示することを求めました。区からは「検討する」との言葉が返されました。

そして11月5日、渋谷区と同じ日に、世田谷区でも同性パートナーシップを認める制度がスタートを切りました。仕事の都合で私たちの宣誓は後日になったのですが、その日に宣誓した仲間たちとの夜の打ち上げでは、自分たちの存在を認められた仲間の顔が晴れやかに見えました。仲間たちみんなで扉を開いたのだと思いました。

ゲイの仲間には「今のままでいい」、「今が楽しければいい」という声もあります。でも、それでいて、先の見えない不安を抱えている人たちもたくさんいます。同性婚は、私たちが法の下で平等であり、人としての権利の問題であると思っています。

自分自身が同性婚という形をとるのかどうかは分かりません。それでも実名と顔を出して、区に同性カップルの存在を認めてもらう活動に加わったのは、「死にたい」と悩んだ若いときの自分を振り返り、今の若い世代のロールモデルの一つに自分になれるのなら、と考えたことがとても大きいです。黙っていたら、いないことになる。パートナーシップ制度の開始後もそのことを実感しながら、世田谷DPRで活動しています。

地域につながって、ありのままに生きていきたいと心の中で望みながらも、「ゲイであることで、叶わない」と思ってきました。それも仲間と出会い、考え方が少しずつ変わってきました。地域みんながつながって行動を起こしたら、少しずつであっても社会は変わっていく。今はそれを信じて、過ごしやすい社会を若い世代に残していきたいと強く思っています。

今回のこのシンポジウムへの出席でも、そのような私の想いの変化を皆様と共有できたらと思いました。みんなで協力し合うことで、社会は変わっていくはずです。私も、ささやかですが、その力添えになりたいと思っています。私たちはここにいます。私たちのことを知ってください。

今日はどうもありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。

それでは、続きまして、鈴木賢教授のお話に移ります。鈴木賢教授は明治大学法学部教授で、中国法、台湾法の研究をされるとともに、元ドメスティックパートナー札幌の呼び掛け人代表でもあり、LGBTに関する様々な活動をされています。

本日は、札幌と台湾での活動を中心に、「性的マイノリティ制度化のモデル転換への挑戦」について、お話しいたします。お願いいたします。

#### IV 講演「性的マイノリティ制度化のモデル転換への挑戦-台湾と札幌での取組を中心に-」

明治大学法学部教授 鈴木 賢 氏

(鈴木) ただいま御紹介いただきました、鈴木賢と申します。

私は、現在は明治大学法学部に勤務しております、中国法や台湾法の教育研究をしております。2年半前に明治大学に移りましたが、その前は長い間、北海道大学に勤めておりました、札幌を中心に、LGBT、私が始めた頃はゲイ・レズビアンだけでしたが、その権利獲得の運動を当事者としてやってまいりました。先ほど小野さんと白石さんからお話ございましたが、レズビアン、ゲイ、そして私もゲイということになります。

私は北海道生まれで、2年半前から、北海道以外の土地に住むことは初めてであります。中国や台湾には住んでおりましたが、内地に住むのは初めてで、まだあまり慣れていないという感じです。

札幌ではいろいろな活動をやってまいりました。御承知のとおり、今年の6月1日から札幌では、政令指定都市としては初めてのパートナーシップ制が始まっておりますが、これも私たちが要請した成果でございます。それから、私が書きました台湾法等についての論文は、配布資料にダウンロードできるアドレスを載せてございますので、もし御関心のある方は御覧いただければと思います。

御承知のとおり、2015年は日本にとって、いわゆるLGBT元年といわれることがございますが、ブームがまだ続いております。様々な出版が行われ、テレビ番組が作られ、様々な情報が流布しているということでございます。これらの動きは、ひとえに世田谷と渋谷で同性パートナーシップ制が始まったということに源を発するのだと思います。

とりわけ渋谷において条例が制定されるというニュースが、2015年の春頃から伝わり始めました。今年2月頃の報道では、当時区議であった長谷部健さんのインタビューが出ています。このときに語られた言葉が、「同性カップルを結婚に相当する関係として区が認めるのだ」と報道されました。「結婚に相当する」とは、ある意味、ミスリーディングなのですけれども、渋谷区の条例ではそのような言葉を使っておりました、これがひとり歩きするような形でブームが巻き起こるわけです。

これがその後、六つの自治体に拡大しまして、いわゆる同性パートナーシップ制度が、現在、日本の六つの自治体で施行されております。そのうち最後に始まりました札幌は、人口規模が一番大きい、約200万人の規模でございます、現在のところ、32組の当事者がこれを利用しております。世田谷・渋谷はこの間、2周年を迎えましたけれども、札幌が2周年を迎えるときには、是非100組に行きたいと思っております。

パートナーシップ制度は、よく言われることですがけれども、法的拘束力がありませんので、「こんなものは意味がないのだ」ということをおっしゃる方もしばしばおられます。しかし、その後、この制度の様々な波及効果を考えますと、それほどばかりにできるものでもないと思っています。

谷口洋幸さんの言葉によると、様々な波及効果が実際には見られるということです。公的な制度が人々に与える意識の変化や象徴としての機能、あるいは自らの生き方を肯定するメッセージを自治体が発するということです。このことがいろいろな当事者にも変化を生じさせますし、社会にも変化を生じさせているということでありまして、社会を変える一つのきっかけになっているということです。

最近でもいろいろな効果がどんどんと拡大しております。お配りいたしました資料の文章中で、「準法的効力の拡大」ということを御紹介しております。それ以外に、最近注目されるのは、地方自治体において、対応指針、あるいは対応の手引というものを作成して職員に配布し、研修をし、徹底を図るという動きが出ております。大阪市や東京の文京区では非常に詳細なマニュアルができておりまして、公務員たる者、こうしたことを踏まえている必要があるということを明記しています。

また、札幌市では、LGBTフレンドリー指標の認定がこの10月から始まりました。札幌にある企業について、企業内部の制度を審査し、LGBTにフレンドリーな制度をとっている企業については、札幌市が星を一つから三つの認定をする制度が始まっております。

また、企業や職場、あるいは大学・財界においても動きが広がっております。大学では、筑波大学や大阪大学でガイドラインができております。企業では、最近私が注目すべきだと思ったことは、アドウェイズというネットの広告会社では、社内の扱いとして、同性パートナーを配偶者として扱う。それで、専用の、社内だけに通用する婚姻届の用紙を作って、それを届け出れば、社内においては、同性カップルであっても配偶者として扱うということを始めている会社があります。また最近、労働組合の連合が、ガイドラインを出すなどという動きがございます。

札幌市のフレンドリー指標は企業内部の制度について認定を行うものです。今のところ、9事業所が認定を既に受けております。これは多様性を尊重する企業であるということが、その企業の人材獲得にとってポジティブな効果をもたらすことを期待して、札幌市が企業の動きを加速させるために、このような制度を作ったということになります。

今日お話をするテーマに、「モデル転換への挑戦」と掲げさせていただきました。私は最近このようなことを考えております。世界中のLGBTに関する法制度は、大きく分けると二つのタイプに分かれていたであろうと考えています。一つは、欧米、あるいはイスラム圏などのように、「ネガティブ・モデル」、要するに法律によって積極的に禁止したり、処罰したり、抑圧したりする法制度を持っている国々であります。

欧米の多くの国ではそのような制度を持っておりました。

ところが、そのような国々では、その後、非処罰化が進みまして、そうした処罰をする法律を廃止し、さらには同性カップルを法的に保護するという法制モデルの転換が進んだこととなります。これをネガティブ・モデルから保障モデルへ転換したのだと考えております。

ところが、日本や台湾などの国は、全くLGBTに関する法制度を持たない国で、これを私はインビジブル・モデル、不可視化モデルと呼んでおります。日本は、当事者が法的にはいないも同然でありまして、つまり公的な空間において存在しないことが前提になっている。無視してきたということになります。

そのような国において、法制化モデルの転換を図ることは、私はネガティブ・モデルの国よりもより困難であると思っています。なぜかと言いますと、法的主体性がないからです。つまり、いないことになっているところに、その人たちのための法制度を作ることは非常に難しいということでもあります。ところが、2015年の渋谷・世田谷に始まるLGBT元年は、この法制モデルの転換が萌芽的に始まったのではないかと考えています。

法制モデルの転換を議論するときによく持ち出される議論に、「日本は性の多様性に寛容な社会であった。したがって、法制モデルの転換は必要ない」、つまり、差別や偏見があるわけではなく、そもそもLGBTが生きやすい社会なのであるから、それを殊更に権利を保障したりする法制は必要ないという文脈で議論がなされることがあります。私はこの俗説は間違っていると考えています。

例えば、自民党の「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的考え方」という文章の中に、「古来、わが国で性的指向・性自認の多様なあり方が受容されてきた」、あるいは、東北大学の水野紀子さんという家族法の先生は、「欧米に比べれば、同性愛者にとって生きやすい社会である」というようなことをおっしゃっています。

しかし、これは、私は大きな誤解があるのではないかと考えております。日本ではアイデンティティとしてのLGBTなどは認められておりませんでしたし、LGBTは権利の主体性を承認されておりました。つまり、いないことにされてきたということと、寛容、不可視化と寛容はイコールではないと思っています。

ネガティブ・モデルとインビジブル・モデルを対比しますと、ネガティブ・モデルの方は、性的指向、セクシャル・オリエンテーションという概念を認め、人間のアイデンティティとしてLGBTを捉えている。それに対して、法律や制度に対して抑圧し、禁止し、処罰を加えるという、あるいは社会的暴力がこれに加わると。したがって、LGBTは二級市民としての法的主体性を与えられていた。それをまっとうな市民にする運動が、この間、進んだのだと思います。

それに対して、インビジブル・モデルをとっている日本は、まさにこれは性的指向、

嗜好品の「嗜好」という捉え方、これは先ほど小野さんもおっしゃられておられましたけれども、いわば趣味であり、プレイであり、カルチャーであり、パートタイムなのでですね。フルタイムには存在しないわけです。ですから、公的空間から排除され、アングラ化され、あるいは揶揄の対象になる。

その昔、ゲイなどは隠花植物という言葉がございました。こんな言葉は最近使わなくなっただと思いますけれども。つまり、法的主体性を持たなかった。市民権がない。つまり二級市民ですらないわけでありまして、これではLGBTの権利保護の法制化が進むはずがないという風に思います。

そのような点で、2015年に始まるLGBT元年以後、日本では権利拡大の動向が少しずつ進み始めていると思います。一つは、地方自治体からの動きでありまして、同性パートナーシップ制に象徴されるものです。実は、この動きは2000年代に入った頃から始まっていた動きなのです。

例えば、古くは都城市という九州の町で、「性的指向」に関する文言が入っていたり、あるいは最近では、多摩市や文京区といった自治体の条例の中に「性的指向」や「性自認」という文言が入っております。また、大阪の淀川区をはじめとして、いろいろなところで「支援宣言」が出されておりますし、公営住宅への同性カップルの入居、これは、世田谷区では条例を改正して実現いたしました。また、各自治体における職員の福利厚生や、相談窓口の設置、それから様々な啓発活動や研修プログラムといったものが進んでおります。

他方、もう一つ私が注目するものは裁判であります。現在、日本では、国会における立法が非常に難しい状況ですけれども、裁判がいくつか起こされています。同性婚が成立した国々では、長い間、裁判闘争を闘い、しかも負け続ける歴史を重ねた上に、ようやく法の改正が実現するというプロセスをたどってきたところが大部分です。けれども、日本では今のところ、正面から同性婚を求める裁判が1件も起こされていないのです。これは非常に珍しい国だと思います。

後で台湾の話をしてますが、台湾ではもう20年以上前からそのような訴訟が起こされているわけです。それで、ずっと負け続けるわけです。ところが、ようやく日本で同性カップルの法的処遇について、裁判において主張する例が登場いたしました。それが「外国人同性パートナー在留特別許可訴訟」というものです。

原告は台湾人でありまして、23年間、オーバーステイになっている。同性の日本人パートナーと暮らしてきたわけですが、退去処分になりまして、今は仮放免中ですが、退去処分の取消しを主張して、現在、東京地裁に裁判を起こしております。

この在留特別許可という制度は、オーバーステイになった外国人に対して在留資格を認めるという制度です。異性愛者の場合には、結婚することによってこれを容易にクリアすることができるわけですが、台湾人Gさんの場合には、同性カップルであるということで結婚することができない。そのために、この方は23年もオーバ-

ステイを続けざるを得なかったということになります。したがって、このカップルの悲劇は、まさに性的指向に対する差別が生んだ悲劇だという風に考えられます。

つまり、この訴訟は、同性カップルであり、かつ外国籍である、さらにこの方はH I Vに感染している方でもあって、そのような点でも困難を抱えております。そのような人を、23年間も日本で同性パートナーと一緒に暮らした人を、同性愛者だということだけを理由にして日本から追い出すことが、果たして法律の適用上許されるのかということが、今まさに問題になっているわけです。このような事例は、実は日本では初めてであります。

それ以外に法的に問題になっている事例としては、一橋大学法科大学院の学生さんの自死事件に発する損害賠償訴訟が起きております。また、名古屋では、犯罪被害者給付金制度に基づく遺族による給付金の請求が名古屋の警察署に出されていますが、これは同性カップルが殺人の被害に遭ったという事例であります。異性愛のカップルであれば、籍を入れていなくても犯罪被害者の給付金制度の対象になるわけですが、同性カップルの場合にそれがどうなるのかということは結論がまだ出ておりません。これも認められないということになれば、もしかしたら裁判になる可能性があります。

このように、裁判というのは、同性カップルの権利を獲得していく上での、一つの大きな道筋だろうと私は思っています。今後、このような訴訟が増えていくことが見込まれます。同性の国際カップルの在留資格につきましては、12月10日に明治大学でシンポジウムを行います。

実は、同性カップルの中には国籍の異なるカップルが非常に多いのです。そして、在留資格問題は、どのカップルもみんな頭を悩ませている問題なのです。就労ビザを取って滞在することが普通ですけれども、病気になることもありますし、勤めていた会社が潰れることもあるわけです。そうすると、在留資格を失ってしまうわけで、結婚制度に守られていないことが、いかにもろいものであるかということをお願いされるわけです。

札幌では6月に制度が始まりまして、謝恩会を開催いたしました。御尽力いただいた弁護士の方々、議員の方々、それから元札幌市長の、今、弁護士をされている上田文雄さん等をお呼びして、パーティーを開催いたしました。6月24日にはテレビ塔をレインボーにいたしました。

私たちの運動は、16年6月6日に、札幌市長に要望書を提出することから始まりました。その前に賛同者を募りまして、144名の札幌市民の住民票を添えて、札幌市長にお願いをいたしました。そうしたところ、札幌市では、前向きに検討していただきまして、2017年、今年1月には、札幌市議会において、札幌パートナーシップ制についての審議が4回行われました。その中で2月27日の本会議で、自民党の佐々木みつこ議員が「日本で婚姻を男女に限っているのは、子どもを守り育てることを前提と

して、親の関係を優遇したものである」「性的マイノリティに関する人権課題の認知度は非常に低い。制度の報道の中でも、結婚に相当する関係と報道され、札幌市が同性婚を認めると誤解している市民もいる。パートナーシップ制度を利用する当事者だけでなく、その制度を使わない、受け止める市民に対して、実態を把握して理解を求め、不安を払拭する必要がある」、「市長に、いわゆる同性婚との関係での、札幌市のパートナーシップ制度の位置づけを聞きたい。市民に混乱が生じていることから、一般市民に対する一定の周知期間が必要であると考えるが、いかがか」と発言をされます。そのことによって4月1日実施予定だった札幌のパートナーシップ制は、いわゆる周知期間を置くことになりまして、2か月後の6月1日実施となってしまいます。

この佐々木みつこ議員の発言は、私にはほとんど理解ができません。何を言いたいか、さっぱり分かりませんが、とにかくマイノリティが声を上げられなかった状況の中で、ようやく世田谷・渋谷がやってくれたので、私たち札幌もそれに続いて声を上げたのです。そうしたら、このようなことを言う議員がいる。このようなことを打ち破って進んでいくしかないのだと思いますが、非常に残念であります。

賛同いただいた144名の内訳は、74名が広い意味での当事者になります。70名のAlly（アライ）といわれる支援の方々にも賛同していただきました。札幌の特徴はボトムアップ式でありまして、市民の声を集めて、束ねて、それを市に届けるということです。それしか私たちにはできないのです。多くの市民がこれを望んでいる。しかも当事者が札幌に住んでいるということを実際に見せることによって、市を動かしていったわけです。

この手法は、私は他の自治体でも十分適用可能だと思っております。とりわけ理解のある首長がおられなくても、市民がこのような声を上げているのに、しかも他の自治体で、もう整備が進んでいるのにどうしてうちの町ではやらないのかということは、ほとんど説明がつかなくなっているのではないかと思います。

自治体におけるパートナーシップ制は、法律化への一里塚だと思います。これが一定程度まで進んだときに法律化へ進むのであろうと思っておりますので、とりあえず我々ができることは、各地で声を上げることだと思います。

札幌の運動について、毎日新聞の日下部記者という北海道報道部の記者には、これを「公民権運動」と表現していただきました。私はまさにそのとおりだと思っております。つまり、市民としてビジブルな存在になったのだということだろうと思いません。

札幌の運動が成功したのは、実は我々だけの力ではありませんで、いろいろな方々の支援をいただいた結果だと思います。そこには市職員。実はこの制度の導入に一番御尽力をいただいた男女共同参画課の課長さんは、今日、旭川で講演をしています。札幌でこの制度を導入した課長として、旭川市民に今日は講演をされています。

それから、大学も非常に大きい。私が勤めていた北海道大学で何度かシンポジウム

をやりました。今日、参考としてお配りしているものは、去年のシンポジウムの記録ですけれども、まさにタイトルも「シチズンシップ」と掲げていただきました。

それから、弁護士の貢献が札幌では非常に大きかったということ、とりわけ今日は弁護士会の主催ということですので、申し上げたいと思います。札幌の呼び掛け人の9人のメンバーのうち2人が、札幌弁護士会所属の弁護士であります。その弁護士さんたちに当事者向けの説明会を4回やってもらいました。それから、札幌弁護士会の主催で超党派の議員勉強会を開催しました。

また、4月16日に上川あやさん、今日来ていただいていますけれども、上川議員をお呼びして札幌でシンポジウムをしました。その際にも札幌弁護士会の副会長様から御挨拶をいただきました。さらに7月には、北海道弁護士連合会の決議を上げていただきましたし、今年1月には札幌弁護士会会長声明をいただきました。このように、弁護士会から強力にサポートしていただいたということが、この運動の信頼性を非常に高めたと私は思っています。

先ほど申し上げたとおり、144名の住民票を取りまとめたわけですけれども、もちろん個人情報満載の書類ですけれども、それを弁護士事務所へ送っていただきました。送付先を弁護士事務所にした。そのことによって、市民の方々が安心して、プライバシーのことを気にせずに、送っていただけたのではないかと思います。このように自治体の取組はどんどん広がっているわけですので、特に2015年以後、自治体の取組みが拡大しているということが分かります。

次に、時間がなくなってきましたけれども、台湾についてお話しいたします。

昨年12月10日に行われた大集会では25万人を動員いたしました。同性婚を求める市民が、当事者だけではありませんが、台北の町を埋めたわけでありました。年表として整理させていただきましたけれども、台湾では同性婚問題を、もう10年以上前から議論を重ねてきております。

先ほどの法制化という点でいいますと、台湾では2004年に性別平等教育法、それから2008年には性別就業平等法という法律が作られまして、この中で性的指向による差別の禁止を、もう2004年の段階で明記されているわけです。ですから、法制化モデルの転換は日本よりも早く、台湾の方が進んでいたということが分かります。

それから2013年の最後の欄に書いていますとおり、実は、台湾にはもう既に同性婚のカップルがいるのです。性別を変更する以前に婚姻をしていたカップルで、その後、性別を変更することによって同性婚のカップルになっている人がいます。つまり、結婚している人でも、性別を変えられるのです。ですから、同性婚の制度はないのですが、既に同性婚のカップルはいるのです。

台湾人は、何と申しますか、おおらかで、「まあ、一組や二組同性婚になったって、いいんじゃない？」と考えているのだと思うのです。「もう一組たりとも同性婚は絶対に許さない」とは、ちょっと変態的ではないかと私は思ってしまう。そのような



人が例外的にいることの何が悪いのかと思います。台湾でも、日本とはほぼ同時に、自治体における同性パートナーシップ制が始まりました。

ところが、日本と違うことは、その普及の速さでありまして、現在、地方のレベルでは、むしろない自治体の方が、圧倒的に少なくなっております。それから、利用するカップルも、日本と違いまして、既に 2,000 組を超えておりまして、ビジビリティが日本とはかなり違う感じがします。

現在、台湾では、立法院、国会に同性婚を認めるための民法改正案が提出されております。どのような条文でこれを認めるかをめぐっては、現在、議論がなされておりました、まだ着地点を見出せない段階ですけれども、現在は、条文の文言のところで問題になっている。そして5月24日に大法官の解釈が出まして、同性婚を認めていない民法の規定は憲法違反であるという憲法解釈がなされました。

日本でもいくつか報道が出ておりますけれども、解釈文は非常にシンプルでありまして、「憲法22条と憲法7条に反する」ということです。22条は、自由権一般の規定です。この中に「婚姻する自由」が含まれているという解釈をし、それを同性間、性的指向が同性に向かうものについて認めないことは差別である。7条違反になるという判断であります。そして、立法機関が2年以内にこれを改正しない場合には、現行法に基づいて、同性間の婚姻の受付を開始するということにまで踏み込んでいます。

なぜ裁判、司法部門がこの問題に決着をつけたのかということですが。現在もまだ議論は続いておりました、社会でも政治の世界でも反対論があるのです。それに対して司法が決着をつけてしまった。最終的決着です、これは。不可逆的決着です。もう引き戻すことはできません。台湾の法制度の中で、大法官の憲法解釈を覆す仕組みはないので、もうこれで決まったのです。

非常に大胆ですけれども、これまで台湾の大法官が果たしてきた役割を考えますと、民主化の推進の中で大きな役割を果たしてきましたので、決しておかしいことではないということになります。22条と7条違反の理由は、資料に書いておきました。

最後の部分では反論への応答までしております。例えば生殖可能性論が根強くありますけれども、それに対しては、「異性のカップルだって、必ずしも子どもを産んでるわけじゃないじゃないか。したがって、子どもを産むということは結婚の必要不可欠な要素ではない」という、当たり前のことを言っているわけでありまして。それから、「同性間に婚姻を認めたからといって、既存の倫理秩序が壊れるわけでも何でもない。それは単に同性婚が加わるだけだ。」と。これも非常に常識的な結論であります。

日本では法律がないので、同性婚はないと思っていらっしゃる方が結構いるのですが、実は、法律婚には二つありまして、いわゆる民法婚と事実婚であります。事実上の婚姻は法律がなくてもできるわけです。これは、しかもアラカルト方式で、社会の実態に応じて法的効力を認めていくものですから、実は、もう既にこれは始まっているわけです。

とりわけ、自治体のパートナーシップ制の開始に伴って、その動きは加速されていると思われま。配偶者を、届出をしていなくても、事実上の婚姻と同等の関係にあるものを含むという規定が、社会保障の制度を中心にあるわけで、これは同性間にも適用可能なのだと私はもう思います。ですから、今後、一つ一つ裁判で確認していく必要があるだろうと思います。

なぜ婚姻の平等化が必要なのかということですが、私は三つの理由があると思っています。一つは、正当化機能。つまり、地位のレベルで平等にするということは、やはりスティグマを取り去るためには不可避の手段だろうと思います。ですから、この問題をスキップして平等、差別や偏見の問題を解決できないだろうと思います。

もう一つは、婚姻が様々な権利や利益を分配する機能を持っているということです。つまり、これを同性カップルにもし及ぼさないとすれば、結局損をするということ。先ほど白石さんから、二人分の管理費を払い続けていたというお話がございました。このように、はっきり言って、お金を損する場面が非常に多いのです。なぜ同性カップルだけがお金を損し続けなければいけないのか。

私が勤務している明治大学には、明治大学年金がございまして、これには遺族年金が付いています。ですから、組合員が先に亡くなった場合には、その配偶者はなんと被扶養者でなくても、一生遺族年金がもらえるのです。

ですから、私のパートナーは、多分私の方が先に死ぬと思いますけれども、ものすごく損をすることになります。どれだけ損するかは分からないけれども。「別に国に認めてもらう必要はない」などという人がいるのですけれども、私は損をしたくないですね、やはり。異性愛者はもらえるのに私たちはもらえないというのは、明らかに差別だと思っています。

もう一つは、外国人とのカップルの在留資格が問題になっておりましたけれども、外国では、もう同性婚は標準装備になっているわけです。ですから、外国で婚姻をした人が日本人のカップルであったり、日本人を含むカップルであったり、あるいは外国人同士であったりする場合がありますけれども、そのような方々がどんどん日本に来るという状況になっているときに、日本だけがその制度を持たないということが通用するのか。私は、日本が地球から引っ越すのであれば勝手にすればいいと思います。だけれども、引っ越すことはできないのです。だとしたら、地球村の一員にとどまりたいのであれば、その潮流に乗るしか、私はないのだと思います。それに逆らうのであれば、「地球から出ていけ」ということになります。

先日、札幌でパレードが行われたときに、台湾の運動をやっていた活動家を呼んで、シンポジウムをしました。呂欣潔（ろきんけつ）さんという方です。この方が最後に、「私たちは同性愛者やLGBTを好きになってほしいと言ってるわけではない。法的な平等を求めているだけである。そしてそれは国の責任である」と結論的におっしゃいました。まさにそのとおりだろうと思います。

私たちが求めていることが、果たして同性婚なのか、それとも婚姻平等化なのというのを最後に申し上げたいと思います。

台湾では「婚姻平等化」という言葉を使ってきました。実は、このターミノロジーは結構重要でありまして、12月10日の集会のときに配っていたビラに、このように書かれていました。「婚姻平等運動が強調しているのは平等であって、婚姻ではない。婚姻平権——台湾だと婚姻平権といいます——が勝ち取ろうとしているのは、同性愛者にも平等に結婚する資格があること。二級のアウトサイダーなどではなくて、国家により正常な市民とされること。これを求めているのだ」と彼女たちは言っています。

したがって、現在、台湾では、どのような形で同性間に婚姻を認めることがよいのかをめぐって議論がなされております。一つの考え方は、民法を改正する。もう一つは、特別法を制定する。つまり「同性婚姻法」という特別な法律を制定する。当事者たちはそれを拒否しています。それはなぜかというと、「なぜ私たちだけ、別の法律で規律されなければならないのか。民法に当然規定を入れるべきである。」ということが、多くの当事者の主張です。それはなぜかというと、ポイントは婚姻にあるのではなくて、平等にあるからです。

同性間に婚姻を開放したあと、残される問題としては、なぜ性愛関係だけを特権化させるのかという問いに答えなければならないということだと思います。これについては、もういろいろなことが議論されています。例えばケア関係。つまり性愛関係のない2人の関係の親密圏に、法的な関係を認めることがどうしてできないのか。あるいは、どうして2人なのか。これはポリアモリーといったものがあったりしますけれども。そういう問題が出てきます。

実は、日本の地方におけるパートナーシップ制はとても面白くて、渋谷の場合だけが明文上性愛関係を前提にしています。ところが、札幌の要綱には、性愛関係は出てこないのです。「日常生活において、経済的、または物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した2人の関係」と書いてあるだけで、物理的とは何を意味するのか分からないですけれども、「性」や「愛」は、明文上は入っておりません。ですから、これはもしかしたら、従来の婚姻を越える可能性を秘めているのではないかという感じがしております。

スライドの最後に書いてあるとおり、台湾で運動していた伴侶権益推動連盟では三つの素案を発表していました。まず、婚姻平等法素案。それから伴侶制度。これは性愛を前提にしません。性別も問わない。それから家族制度。これは人数を2人に限定しないものです。ですから、ケアを中心とする親密圏を法律化するという構想は、もう既にスタートしていると思われまます。

ですから、同性間に婚姻を認めることは、私は、そのような意味では、家族、あるいは親密圏の法律化の、変動の一里塚だろうと思います。決してこれはゴールでもなければ、最終的な着地点でもない。中間の通過点に過ぎないと思っております。

すみません、時間をちょっと超過してしまいました。しかも早口で申し上げて、申し訳ありませんでした。私の話は以上にさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会) どうもありがとうございます。

引き続き、宍戸教授の講演に移りたいと思います。宍戸教授は東京大学大学院法学政治学研究科の教授をされて、憲法の研究と教育をなさっていらっしゃいます。本日は「憲法学から見た同性カップルの法的保障」について、お話をいただきます。宍戸先生、お願いいたします。

## V 講演「憲法学から見た同性カップルの法的保障」

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿 氏

(宍戸) 東京大学の宍戸でございます。このようなシンポジウムにお招きいただきまして、ありがとうございます。私は別に、上がり症かどうか、いま一つ自分でも分かっていませんが、座ってお話しさせていただきたいと思います。

何よりも、最初にお話をしたいのは、基本的人権の擁護と法の支配の確立に多大な貢献をされてこられました日弁連において、このようなシンポジウムを開かれるということについて、非常に深い敬意を表したいという風に思います。

他方、私自身はLGBT問題の専門家ではございません。先ほど上川先生がおいでだと伺いましたけれども、トランスジェンダーの特例法ができるときに、トランスジェンダーの方々の前で講演させていただく機会などはありましたけれども、一般的な憲法の研究をする観点から、このような問題についても考えてきた程度のものでございます。従いまして、本日は一人の市民として、当事者の方々の声、または専門家のお話を聞いて、勉強するつもりで参りました。

ただ、それだけでは多分いけないということでしょうから、今日は憲法学の一般的な知見から見た場合の、同性カップルの法的保障の問題について、問題点を整理して、アプローチについて考察してみたいと思います。その際、法律家のよくないところかもしれないかもしれませんが、家族に関する最高裁の判例がございますので、それを素材、あるいは参考にしながら議論してみたいと思います。

このうち、とりわけ夫婦同氏制の最近の判決では、結局のところ、選択的夫婦別姓を認めなかったという点で、これが出発点になるのかとも思われます。とりわけ法律家・専門家も多いかもしれませんが、このような法学的なアプローチの限界を当然自覚した上で、そのような法的な議論の積み重ねをどう基礎にして、議論を組み立てていくかということについて、裁判だけではない、具体的な法戦略を考えていく上で、私のような人間が何か考えをお話しすることも若干の意味があるだろうと思っ

て、参った次第でございます。

よく御承知のことかとは思いますが、アメリカにおける同性婚をめぐる議論について、まず簡単に振り返ってみたいと思います。先ほど私の同業者と申しますか、むしろ私よりも非常に詳しい専門家の先生が来られているのをうっかり見てしましまして、ちょっと気後れと申しますか、ますます恥ずかしくなったのですけれども。まさに婚姻平等、マルチクオリティーについてのアメリカの議論を振り返ってみたいと思います。

アメリカにおきましては、同性愛行為を処罰することを、憲法上、許されるとした、かつて判例があったわけです。けれども、それがプライバシー、日本でいう自己決定権の侵害になるとした判例がまず登場しました。それから 2013 年に、アメリカは連邦制でございますので、各州が認めている同性婚について、連邦の方でそれを婚姻としては、例えば社会保障などの文脈で扱わないという法律、DOMAがありまして、これが連邦最高裁判所によって「憲法違反」と判断されるという画期的な判決が出ました。

私自身はちょうどこの判決が出たときに、アメリカ、カリフォルニアのサンフランシスコのあたりに留学して遊んでおりました。判決が出たということで、これは大ごとだと思いました。ちょうど判決が出た4日後ぐらいに、サンフランシスコでLGBTパレードがありましたので、それを見学しに行くということがございました。それを見たときの印象のエッセイが、皆さんのお手元に資料としてあろうかと思えます。それは後で、御関心のある方には是非お目通しいたきたいです。

今までの話は、州が同性婚を認めている。それを連邦が婚姻として扱わないということが憲法違反であるという話でありました。当然その先に、州の中には同性婚を認める州と認めていない州がある。認めていないことが、連邦憲法の保障する人権侵害にならないのかという問題に立ち至ったわけであります。

そしてこの問題について決着をつけましたものが、2015年の大変名高い、オーバーグフェル判決になります。この判決におきましては、我が国でいうと新しい人権のような議論ですけれども、合衆国憲法修正14条が保障する自由とは、「人が合法的な領域において、自己のアイデンティティを定義し、表明することを認める、特定の具体的な権利を包含するものであり、その中には個人の尊厳と自立にとって、中心的な一定の人格的な選択が含まれる」、このように宣言したものであります。

これは我が国流に申しますと、新しい人権についての一般的な定式を示したものになります。ただ、この中にはいくつか難しい概念が含まれておまして、これが場合によってはつまずきの石になるということで、少し後で述べさせていただきたいと思えます。

その上で、同性婚、あるいは婚姻平等の問題について、最高裁は「婚姻する権利に関わって、アメリカ合衆国憲法上、四つの原理と伝統が存在するのだ」と述べており

ます。第1に、婚姻に関わる人格的決定を行う権利というものは、個人の自律という概念に内在するものであるということ。第2に、婚姻する権利は、関係する個人、コミットする個人にとっての重要性の点で、他のいかなる保障よりも、その2人の結合を支える権利であるということ。それから三つ目に、子どもと家族に安全を提供するということが、婚姻の権利を保護する基礎であること。そして四つ目に、アメリカ社会において、婚姻が秩序の要石となっている、キー・ストーンになっていると述べてきて、アメリカ合衆国の憲法伝統の延長線上に、婚姻平等を基礎づけるという議論を立てています。

このうち、一言しておきたいものは、やはり③でありまして、婚姻、すなわち法律婚というのは異性婚だと。それはなぜかといえば、出産や養育など、いわゆるリプロダクションに関係するのだ。だから、特に保護しているのだ。これに対して、同性婚はそうではないではないか。だから、出産・養育のために同性婚を保護する必要はないではないか。このような議論を正面から捨てた。批判した。むしろ、例えば養子などの事情なども挙げて、子どもの養育、あるいは保護のためにこそ、同性カップルに婚姻を認める必要があるという点を強調している点に、言及しておきたいと思います。

この判決については非常に多くの論文、研究が、我々憲法学者の中にもありますけれども、例えば1点でいいますと、参考資料2、慶應義塾大学の駒村教授の議論を挙げておきました。これは、日本公法学会において、オーバーグフェル判決を我が国の新しい人権の議論の中心人物であります佐藤幸治教授の議論と対比しながら論じたということで、非常に影響力のある論文かと思っております。

今までアメリカのお話でありましたけれども、今までのお話にも含まれているような同性カップルの法的保障について憲法学者が考える、あるいは新しい人権一般を議論するときの難しさについて、三つの視点、キーワードを挙げて少し議論してみたいと思います。これに近い論文はいくつかあるのですけれども、参考資料の中で挙げた、特に志田陽子先生の論文がこれに近いものとなりますが、もう少し私なりに理解できた範囲、考える範囲ということで、ここで話しするものであります。

第1の概念は「自律」、**autonomy**であります。これは人権主体である。つまり、自分で判断する是非分別の能力があり、そしてそれに基づいて行動し、そのことについて責任を負うという、個人の自己決定に基づく自由・権利の総体をここでは自律、その基礎にあるものとして自律ということをお話しております。

そうだとしますと、自律という概念において問題となることは、政府、あるいは他人が、その人が自らのよき性として選んだ生き方を遂行することを、妨害することをさせないことが、自律の観点からは重要な法的課題となります。

これに近いように見えるのですが、しかし、異なるのは、「地位」、**status**の問題であります。これは権利の束であると同時に、その基礎となる社会の構成員として、同じ、対等に扱われるということでもあります。人は民主主義社会において、お互いを対

等な市民として尊重する。そして、そのようなものとして受け入れられるという関係を持ちますし、国家も突き詰めると人の集まりですので、そのようなものとして市民を扱う必要があります。しかし、対等に扱うことをしない、対等な地位を格下げする、引き下げるということが、一つの人権問題、あるいは憲法問題を構成するという思考でございます。

そこでは具体例として、婚外子法定相続分差別決定で問題になったような論点を挙げました。自律と地位を区別するために、今、あえての議論を申し上げますが、例えば婚外子の方が就職や何かで、生き方の選択自体はぎりぎり、環境が妨げられることはあるかもしれませんが、法的に妨げられること自体はない。その意味で、自律自体の制限があるか、ないかというところ、ぎりぎりないかもしれない。しかし、自律の環境が制限されている。

とりわけ婚内子との関係で、国家が「婚外子の人は法定相続分が2分の1ですよ」ということで、セカンダリー・クラス、二級市民であるというかのようなメッセージを当人と社会に対して送っている。そのことによって、本来、人として対等平等であるべき地位を引き下げている。このように「社会の正当な構成員じゃないぞ」「この人は違うんだぞ」というようなメッセージを送るかのようなことは、それ自体が地位の切下げになるということが、ここでの問題経緯であります。

そして、これは先ほどの小野さんのお話、あるいは鈴木先生のお話とも関係すると思えますが、そのようなメッセージが社会の中で、あるいは政府によって社会に対して発せられたときに、それを当人が極めて深く引き込んでしまう、あるいは周りが「そうだ、そうだ」と思ってしまう形で、そのような、いわば同胞間の同調圧力が特に強い日本社会では、地位の問題は、あまり尊厳という次の問題と区別されずに生ずることになります。

ここで尊厳と申し上げたいのは、権利義務や、あるいは全ての属性をはぎ取った生身の人間の尊さの問題であります。法的な自律や地位を更に越えていった問題でありまして、生身の人間が、やはり自らの存在、生きる存在としての存在の在り方を否定されたということで、非常に激しく傷つく、あるいは憤るといったような問題であり、かつ既存の法体系ではなかなかすくい取れない問題であります。

それはなぜかといえば、通常そのような事態が起きないように、社会は、あるいは政府は、法的な網の目を張り巡らし、権利義務、あるいは地位の問題として、そのような問題を回収しようとするからであります。しかし、それが不十分であるというときに、先ほど鈴木先生がおっしゃったインビジブル・モデルに関わると思えますけれども、それが及ばない、法が気づかないということによって、権利侵害を越えた現実の痛みが顕在化する瞬間、それを今ここで、尊厳の毀損と呼んでいるわけであります。

この三つの観点から、今ここで、今日、問題にすべき、同性カップルの法的保護について考えると、重なり合うけれども、同時に、一応方向性の異なる三つの問題点を

それぞれ区別することができようかと思えます。

つまり、自律の系譜で考えるならば、法が同性カップルに保障を与えていない、付与していないということによって、その人たちの生き方が侵害される、制限される。だから、憲法上問題であるという議論の立て方になります。

これに対して、地位系の議論をするとすれば、異性カップルには婚姻などの法的な一定のセット、パッケージを利用することが認められるにもかかわらず、他方で、同性カップルにはその利用を認めずに、そのことによって社会の中で格下げを行う。オーソドックスな構成員ではないというメッセージを発しているのではないかということが、問題になります。

そして最後の尊厳系の問題は、性的指向の観点から見たときの少数者の方が、社会の中で生きていくときの生きづらさ、あるいは痛みの問題を、なんとか法的に可視化し、顕在化して、受け入れなければいけないのではないか。法が変わっていかねばいけないのではないかという問題になります。

これらはいずれも重なるのでありますが、議論の混乱が起きないようにする、あるいは一応一回分けた上で、ここでの議論は自律と地位が掛け合わさった問題だと考える、といったような、思考の明確化のためにひとまず意識的に区別してみるということを、ここでさせていただいたことになります。

そのような整理を行った上で、先ほど申し上げましたが、家族に関する裁判例を思い返しながらか、どのような議論が憲法論として同性カップルの法的保護にあり得るか、立て得るかについて、いくつか意見を述べたいと思えます。

最初に、やはり同性婚、あるいは同性カップルの法的保護との関係で問題になる条文は、日本国憲法 24 条でございます。「両性の合意」が含まれている条文であります。憲法 24 条につきましては、明治憲法下の戸主権を否定する。家制度を否定する。そして近代的な家族制度を作るのだ。そのための条文なのだという歴史的経緯が、この条文の理解には深く影を落としてまいりました。

したがって、いわば経過措置といえますか、否定して創造するという機能がこの条文に強く認められる結果、それがなされた後、憲法の下で、もう既に家族法があるという現実の中では、新しい問題は、憲法 13 条、14 条で受け止める。24 条は歴史的な転換を行った、そしてそれが遂行された条文であると考えられる傾向が憲法学の中にあり、解釈論が元々乏しい領域でありました。24 条のきちんとした解釈論がなされるようになったのは、ごく最近のことだろうと私は思っております。

そこで、最近の憲法のテキストや注釈書の記述を二つぐらい紹介しておきましたけれども、一つは、2 番目に上げました木下先生の注釈でありまして、「24 条は婚姻の自由を保障する規定である。そして同性婚に法律婚としての地位を与えることは要請していない。他方、同性婚に法律婚としての地位を与えるかどうかは法律に委ねられる。」という説明をされております。



もう一つ、長谷部教授編の『注釈日本国憲法』におきましては、川岸教授はもう少しより謙抑的・中立的な書きぶりになっていますけれども、「両性の合意の文言を重視した解釈によれば、同性婚は幸福追求権、憲法 13 条の方の問題であって、24 条ではない。それから同性婚を殊更排除する趣旨ではない。そのようなものとして読むべきである」というような説明になっております。

そして、これはその他、最近のテキスト、私も今日、来る前にいくつか見てきましたが、それを見ても、大体このような理解、あるいは問題点の指摘にとどまっているものが大半でございます。

学説がこの問題について、このように持って回ってしまう理由は何かと考えてみますと、やはりそこには、憲法 24 条にいう婚姻は、男女の 1 対 1 の結合。いわゆる異性婚という前提からなかなか逃れがたいということにあるだろうと思います。それは文言に「両性」と書いてあることもありますし、歴史的な経緯もあります。

逆に、このような歴史的な解釈を誤りだとする。言い換えますと、憲法 24 条には同性婚も含むのだと考える場合には、既存の民法などの法体系は、憲法 24 条の要請に適合しておらず、24 条違反だという議論になります。それは突き詰めますと、同性カップル、あるいは性的指向の少数者である人たちに対して、憲法上の婚姻を認めろという自律系の議論に、実は、これは実質なっているのだろうと思います。

しかし、そうだといたしますと、先ほどの鈴木先生のお話にもありましたけれども、ポリガミーについても、実は同じ問題が起きるのではないか。そして、それを拒むかどうか自体が一つの態度決定であります。これをひとまず拒むことが難しくなる。それはなぜかといいますと、個人の尊重という以上、1 対 1 のカップルだけという議論は、その 1 人の人が「別にいいですよ。そういうのを求めます」と言ったときに、拒むことができなくなるからであります。そのような前提を取る限り、憲法 24 条は、同性カップルを、あるいは既存の異性婚以外のものを法律婚として認めることを、要請するものではないという議論が、憲法学の中で一般的に共有されることになります。

他方、この規定は、同性カップルの法的保障を立法で認めることを排除するものでもありません。言い換えますと、憲法 24 条は同性カップルに法律婚を認めることを禁止するものではない。これが一般的な解釈であります。

もう少し私は踏み込んだ理解をしております。あえて憲法 24 条で、特段婚姻というものを保障している以上、婚姻以外の結合、ここで言うなら異性婚ですが、それ以外の結合を認めるには、婚姻以外の結合に、現在の婚姻を上回る法的地位を認めることは、恐らく憲法 24 条をやはり変えないとできないであろう。しかし、他方でそれは、1 対 1 の異性カップルを他のカップルよりも強く保護することができるだけの話でありまして、そうしなければならぬと言っているものではありません。

それでいえば、異性婚と比べて、それ以外の結合、あるいは親密な関係を不利益に取り扱おうとすれば、それは憲法 14 条の法の下の平等一般の問題として、合理的な理由

が必要であると憲法解釈をすべきだと考えております。このように考えますと、憲法24条は同性カップルの法的保障の助けにならないと同時に、それを妨げるものでもないと考えられることにならうかと思えます。

次にスライドでいうと、8枚目ですが、新しい人権、あるいはその中の最高裁の言い方でいえば、「婚姻をするについての自由」という観点から、この問題について若干考えてみたいと思えます。

日本国憲法でいうと、13条の幸福追求権が、人格的自律のために不可欠の権利自由を包括的に保障する具体的な規定である、権利を保障する規定であると理解されてきました。新しい人権を広げる、認める際に壁になってきましたものが、アメリカの判例でもよく言われるとおり、芦部憲法にも書かれているとおり、伝統的に個人の自律的決定に委ねられたものと考えられているかという要素、これが新しい人権を認める意味では必要だという理解であります。

新しい人権は、社会の変化によって、憲法典に書いていないものを人権として認めるべきだという主張ですので、そもそも伝統的にうんぬんということが入ってくると、おかしいのではないかという疑問が当然あるだろうと思えますが、この点は先ほどのオーバーグフェル判決が参考になるだろうと思えます。ここでは、婚姻の権利が伝統的に重要なものであって、それを異性婚以外に認めることは、伝統の延長で許されるのではないかという議論だということでもあります。

したがって、ここでは、同性カップルの権利自体が、これまで伝統的に認められてきたかどうかではなくて、婚姻を含む親密な人間関係を形成維持する権利が日本社会で伝統的に重視されてきたかといえば、それはそうだろう。そして、それを、今新しい社会の状況の中で広げていくという思考の手順をたどるということになります。

むしろ、この要件の真の問題は、この新しい人権を民主的正当性のない裁判所が勝手につくって、政治部門、あるいは国民の政治的な決定を制約していいかであるというような問題意識がむしろあるので、恣意的に新しい人権を作っていくということを裁判所がしないようにというために、この要素は重視されてきたものであります。

この点で新しい人権そのものではありませんけれども、まさに家族制度、家族の在り方について、近時、最高裁が、そこにあるように、家族生活や親子関係の実態の変化・多様化というものを踏まえる。あるいは、婚外子法定相続分差別決定においては、家族という共同体における個人の尊重というものがどんどん重視されるようになってきている。このような形で、社会の変化に対応していく、広い意味で新しい人権として対応していくことは可能であることを、最高裁自身が理解しているということを強調しておきたいと思えます。

その上で、そこで問題は、同性カップルの形成維持を越えた法的な保障を要求することが、新しい人権として構成できるかどうかという論点になります。この点で、自律の核になる同性愛行為や、あるいは親密な関係を維持形成すること自体はまさに、

先ほど鈴木先生が強調されましたように、ビジブルな世界ですので、法的な、明確な禁止がない。このため、逆にそこで妨害がある。自律の系列での議論だけではどうしても難しいということになります。

この間の経緯を裏側から述べていますものが、再婚禁止期間判決でありまして、要するに国民の中ではなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透しているということも踏まえて、「婚姻をするについての自由」が重要なのだというロジックが組み立てられています。

ここでは、保障を定めている法制度を利用する権利の側面というものがある。そこで、これは「十分尊重に値する」という中途半端な言い方しかしなかったのだろうと思いますけれども、やはり、ここでも社会が婚姻を大事だと思っていて、そのような法律婚、社会における重要な地位を、だからこそ広げる意味があるのだという議論をしているわけで、多分あるのだろうと思います。

そのようにして考えてみますと、ここでは、自律系の問題というよりは、地位の問題となります。このように社会で重視され、尊重される法律婚を、異性カップルだけが今のところ利用できる。それによって、社会の正当な構成員と、みんなが認知するというような社会における、そのような重要な地位を、異性カップル、あるいは異性カップルの構成員にだけは認め、同性カップル、ないしはその構成員には認めない。そのような平等の問題として、ここでは構成することが適切だろうと考えております。

そこで平等の問題に移ります。この点で参考になるものが、夫婦同氏制の判決であります。この判決におきましては、憲法 24 条違反かどうかという議論の文脈において、当該法制度の趣旨、あるいは影響について検討する必要があると指摘しております。ここで注目されますのは、法律上の効果だけではなくて、法制度がもたらす事実上の影響、すなわち自律、あるいは狭い意味での地位を越えた問題、メッセージの問題、あるいはより進んで尊厳の毀損の問題までもここで捉えようとしているということでもあります。あまり評判のよろしくない判決かもしれませんが、この点は強調しておきたいと思います。

そして、それは本来憲法 24 条違反を越えて、家族関係、あるいは親密な関係全体において、やはり尊厳の毀損の問題を考えるべきだということであるのだろうと思っております。ここでは、同性カップルに法的保障を認めないことに起因する尊厳の毀損の問題を、地位の問題、平等の問題の中で、同時に考慮して、議論することの必要性が、最高裁判例からもいえるということなのだろうと思います。

そう言いますと、下にあるとおりですけれども、そもそも最高裁は夫婦別姓を認めていないことを合憲としたのに対して、更に進んで同性カップルの法的保障がない現状を違憲とすることは、この判決を基礎にしたら無理ではないかという議論、疑問があるかと思いますが、ここは法律家の判決の読み方、腕の見せどころでございまして、むしろ逆に、だからこそ、同性カップルの法的保護こそ、ないことが、法の下の平等

違反だという議論は戦略的にできようかと思っております。

第一に、夫婦同氏制の問題は、婚姻について間接的な制約である。つまり、氏と一緒にすれば結婚をやろうと思えばできる状態であります。もちろんそれは本当に、それがいいことかどうかという問題がありますが、しかし、間接的な制約にとどまることとなります。これに対して、同性カップルの法的保障が全くない状態、これは直接的な制約だとむしろ言えるわけであります。

それから二番目に、これはまた、とりわけ尊厳系の観点から見たとき、極めて重大な問題のある記述を最高裁判決が、私はしていると思っておりますが、氏を通称使用するという大々的な不利益の緩和措置があるのだということを最高裁は言っております。私は、繰り返しになりますが、これは尊厳との関係で非常に問題のある記述だと思っておりますが、とはいえ、確かに氏の通称使用は一応の社会的広がりがあるわけです。

これに対して、渋谷区、世田谷区、それから先ほどお話のありました札幌市など、パートナーシップ制度が導入されつつありますが、まだこれは法的に不十分な状態。内容的にも、広がりという点でも不十分だろうと思っております。

それから、三つ目です。この判決のアポロギアを提供している寺田長官の補足意見においては、夫婦同氏、あるいは選択的夫婦別姓の問題は、民主主義的なプロセスに委ねるのがいいのだという議論をしております。これは一般的な立法府、政治部門と司法との関係としては、一般論として妥当な言い方だろうと思っております。

しかし、同性カップルについては、夫婦別姓を求めるカップル（実は私自身そうです。私自身が事実婚の当事者でございます。）と比べても、なお日本の民主主義社会において、いわゆる分離され、孤立された少数派ではないのか。分離され、孤立された少数派というのは、アメリカの最高裁において違憲審査を厳格にすべきだという際のターミノロジーですけれども、より進んで、実態的にやはり憲法上、重大な問題が起きていると言えるのではないのか。なればこそ、裁判所は、この判決を前提にしても民主主義的なプロセスに任せきれないので、きちんと憲法的に議論するし、裁判所も真面目に取り上げなくてはいけない問題だというロジックが立てられるのではないのか、と思っております。

まとめて言いますと、同性カップルの法的保護は、地位の問題を中心に、さらにそれに自律、あるいは尊厳を加味した観点から、憲法問題として考察すべきだということが結論になります。

そこから先、パートナーシップ制度なのか、あるいは同性婚なのかという、本来ここを聞きたいと、もしかすると今日のオーダーはそうだったのかもしれませんが、これはやはり難しい問題がいろいろあるかと思っております。戸籍制度を含む婚姻制度、あるいはより一般的な家族構成全体を踏まえた議論が必要かと思っております。

とりわけ自律系の議論だと、かなり決めうちができるのですけれども、地位や平等の問題だという定式化をしますと、どうしても制度設計を認める、いろいろな制度の

作り方がある。その点で、国会に、まずはきちんと作ってもらおうという議論になり得る。その結果、「同性婚までいかなくて、パートナーシップでもいいよね。こういう権利のパッケージでいいよね。」というような議論も、ひとまずこの段階では許容することになります。

もちろんそれで済むかどうかは、またさらにその先で、とりわけ尊厳の観点から見たときに、同性カップルに限って、あえて法律婚を認めないということは、それ自体が尊厳の切下げではないかという議論が、またその先にあるかと思いますが、ひとまず地位の問題として考える場合には、両方、今の段階ではあり得るというぐらいにしておきたいと思います。

時間を超過しておりますが、最後に、せっかく日弁連でお話をする、あるいは憲法に多くのLGBTの方が期待してくださることに関連して、一言申し上げたいと思います。つまり、世の中で人権侵害、あるいは憲法違反という言葉を使う、あるいはこの文脈で使うことの意味について、私のような一応憲法で飯を食っている人間がどう考えているかということ、一言、申し上げたかったわけであります。

一般に社会の中で、人権侵害や憲法違反という言葉は、政治的主張、あるいは運動論のスローガンとして、結構気軽に使われる場合があります。そのこと自体は否定するものでもありません。他方、法律家は、これは裁判所による憲法解釈を想定した上で、非常に狭い意味でしか、憲法違反という言葉を使わない場合があります。

しかし、裁判所は民主的政治過程との関係があるし、事件の解決に必要な限度でしか判断できないという制度的な拘束の中に置かれています。社会の中で問題が認知され、国会も、立法化するかどうかはともかく、一定の問題を認知するような状況が整ってきて、やっとそこで「憲法違反」、あるいは「憲法上問題がある」と言えるのが、最高裁判所の憲法解釈の在り方にならざるをえないと思います。それゆえに、動的で恣意的ではない、社会における人権理解、あるいは憲法理解が積み重ねられていく必要あると思います。今日の会合が、まさにそのような場であるだろうと思っております。

最後に若干挙げましたものは、日弁連人権擁護委員会は、かつて申立て事件調査報告書の中で「性的少数者の権利。性的指向や性自認を自己決定する権利というものは、憲法上保障されていると解釈すべきではないか」ということをおっしゃいました。まさにこのような、恣意的ではない、そして動的な人権理解・憲法解釈を担っていただくということを、特にここにお集まりの法律家、あるいは若い法律家の卵に期待して、また私もそれにお手伝いできることがあるだろうと思って、お話を終わりとさせていただきます。御清聴、誠にありがとうございました。

(司会) 宋戸先生、ありがとうございました。

それでは、これから本日の登壇者である世田谷ドメスティック・パートナーシップ-

レジストリーの皆様と、鈴木教授、宍戸教授への質疑応答に移ります。質疑応答は、日弁連両性の平等に関する委員会委員の寺原真希子が務めます。

ここからは再び同性カップルの方、2名に御登壇いただきますので、取材にいらしている記者を含めて、個人の写真及び動画撮影はお断りさせていただきます。また、御来場されている方々の顔が写る形での写真や動画撮影もなさらないようお願いいたします。では、よろしくお願いいたします。

## VI コーディネーターによる質疑応答

(登壇者)

世田谷ドメスティック・パートナーシップ・レジストリー所属 小野 春 氏

世田谷ドメスティック・パートナーシップ・レジストリー所属 白石 岳志 氏

明治大学法学部教授 鈴木 賢 氏

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿 氏

(コーディネーター)

日弁連両性の平等に関する委員会委員 寺原 真希子

(寺原) それでは、質疑応答に移りたいと思います。15分ほどしかありませんので、お一人につき、一つずつお伺いできればいいなと考えています。

まず小野さんにお伺いしたいのですけれども、冒頭のお話の中で、社会保障と社会的認知という場面で、日々差別を受けているという御指摘がありました。先ほどの宍戸先生のお話にも出てきましたが、そのような社会保障、社会的認知について、今の異性間の婚姻とは別枠で、パートナーシップ制度で解決すればいいのではないかという考え方も聞きますが、この点についてどう思われるか、教えていただければと思います。

(小野)

私は、今の暮らしぶり、結婚ではないですが、暮らしぶりとは、かつて自分が結婚していたときの暮らしというものが、本当に内容的に同じ、全然違わないと思っていました。なので、何か違うものを必要としているわけではなくて、中身も同じなので、名前も同じといいますか、制度も同じものが使えたら一番シンプルではないかと思うのです。

最近よく「同性婚」という言葉があるのですけれども、その言葉は、目を引く言葉なのでつい使ってしまうのですけれども、私が求めているものは同性婚という特別なものではなくて、皆さんと同じで、「婚姻の平等」という方が多分。先ほど鈴木先生が台湾のお話にも出てきましたが、婚姻が平等であるという風に、みんなが同じものを使えるという風になってもらえた方が、分かりやすいし「特別な何かな

の？」とか、世田谷の住宅条例を改正したときも、「同性カップルにだけ優遇じゃないか」とか言われたのですが、「いや、そうではなくて、そもそも同性カップルは申込みさえできていないだけなので、それが単にみんなと同じ申込みができるようになるっていうお話し合いをしたいだけなんです」ということを、結構分かってくださらなくて、なぜこれほど伝わらないのだろうと、やはり特別な言葉があるということは、そのような誤解を生むのだなと思ったので、そうではなくて、「みんなと同じ婚姻の平等が欲しい」、あとは、「特別な制度も要らないので、みんなと同じものが単に欲しいだけなのです」という方が、よくきちんと伝わるのではないかと今は考えています。

(寺原) ありがとうございます。特別なものではなくて、今ある婚姻と同じものを平等化してほしいということですね。

(小野) はい。そうです。

(寺原) そこでやはり、宍戸先生にお伺いしたくなるのですが、先ほどパートナーシップ制度のお話が最後にありまして、全体を踏まえた議論が必要であると。地位的な観点からは、とりあえずそれはあり得るかもしれないけれども、その先の尊厳という観点から見ると、それは違うだろうという話にもなるというお話だったのかなと理解はしたのですが、憲法の観点から見て、全く内容は今の異性婚と法的効果は同じだけれども、別枠で、名前はいろいろあると思いますが、作ること自体が、憲法の観点から見て許されるのかという点について、御見解をお伺いできればと思います。

(宍戸) ありがとうございます。私は早口で、あまりきちんと説明できなかったことを補足させていただいたと思います。

別枠で何か新しい制度を作る、仮に同性婚の主張がそうだといたしますと、そのことの意味合い、持っている中身の権利義務のパッケージ及びラベルの付け方など、全体が私は恐らく問題になるだろうと思っています。

と申しますのは、法律家の目から見てのことですけれども、憲法上、婚姻とは何かということ自体が、はっきり決まっていないのです。なので、実際にはかなり家族法、民法で、あるいはそれ以外の社会保障法規などで、作り込んでいる部分があるわけです。その作り込まれている部分の内容が、かなりの部分、先ほど御紹介した最高裁判決にもあるような、嫡出推定や、いろいろなものつくっ付いてしまっているわけです。

ですから、それをそのまま横にスライドさせる、あるいは広く広げることで、本来に同性カップルの人たちに必要な権利義務のパッケージになっているのかどうかを、よく私は検証しなければいけないだろうと思っています。これが1点目で、そこをもう一回検証した上で、それで行けそうかどうか。つまり、我々が社会の中で感じてい

る婚姻というものと、法的に作り込まれている婚姻というものにずれが実はあることが一つの問題であると。この辺は、是非鈴木先生にもお考えを伺いたいと思います。

もう一つ、しかし、同時に、あえて殊更に、何か、いわば第2種婚姻のようなものを作ることによって、なお同性カップルの方、あるいは性的指向のマイノリティの方の地位を格下げする意図でそのような、あるいはそのような効果を持つような立法だった場合には、それは尊厳という観点からも、あるいはもっと進んで、地位の観点からも、やはりその立法自体が問題であろう。憲法上、問題があると、そのように順番として考えるべきだろうと思っております。

(寺原) ありがとうございます。尊厳という観点からではなくて、今の後者の立法。多分どのように立法しても後者になってしまうかなという気はするのですが、二級市民というスティグマが出てきてしまう気がするので、尊厳だけではなくて、地位の観点からも憲法違反だと十分考えられるとお伺いさせていただきました。

今ちょっと出てきましたが、次に鈴木先生にお伺いさせていただきます。今、宍戸先生がおっしゃった1点目の方ですが、現在の異性間の婚姻制度は確かにいろいろな問題があって、夫婦同氏の強制や、あるいは婚姻年齢の男女差などがありますし、あるいは廃止されたはずの家制度を彷彿とさせるような場面も否定はできない。

そのような婚姻制度に同性カップルが、果たして入っていく意味があるのか。そのようなところには入っていないかという話も聞かれますが、この点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

(鈴木) ありがとうございます。正直申し上げて、私は、昔、ゲイリベレーション、ゲイリブと言っていましたけれども、この世界に足を踏み入れて、もうかれこれ30年になります。そのうちの大部分の時間は、同性愛者には婚姻は要らないと考えるようになりました。今まさにおっしゃったような、婚姻に対するネガティブなイメージがありましたので、あえてそれを我々も要求する運動をするつもりはありませんでした、正直言って。

日本の運動家の中でも、同性婚、同性間に婚姻を要求する声は、つい最近まで大きな声は上がっていなかったと思うのです。それはやはり、婚姻に対するマイナスのイメージがあって、とりわけ家父長的な、女性を支配する装置として婚姻は使われてきました。今もそれが使われているかもしれせん。夫婦同氏を強制しているということは、そのような側面をやはり持っているわけで。

そのような中で、「同性間にも婚姻をよこせ」という運動をすることは、あるフェミニストに言われたことを今でも覚えているのですが、「それは悪に加担することになるわね」と言われたことがあります。私もずっとそう思っていました。

変わってきたのはなぜかという、やはり諸外国で続々と同性間に婚姻を認め始め



たからです。そのことが、やはり社会を変え始めた、実際に。それを目の当たりにしたときに、この道は避けては通れないのだと思うようになりました。

それから、同性間でも婚姻を使うことによって、私たちは婚姻の中身を変えていくことができるのではないかと思い始めたということもあります。それは、これまでの家父長的な支配によって、女性を支配するような装置としての婚姻ではない実践を、我々が示していくことによって、異性愛の婚姻の中身を変えていくことができるのではないか。

正直言って、同性間にも婚姻を拡大するだけだったら、私はつまらないとっていて。つまり、既存の家族に揺さぶりを掛けられないようなものであれば、つまらないと知っているのですね。そのような意味で、先ほど最後にちょっと御紹介した、札幌のパートナーシップなどでは性愛を要求していないと。そうだとすると、これは新たな家族の可能性を秘めているのではないかと思うのです。

そのような意味では、異性間の婚姻と全く同じものが同性間にも登場するとは思ってなくて、同性間で婚姻ができるようになれば、それは家族の流動化の一つのきっかけになるのではないだろうか。それは、ゆくゆくはやはり異性愛家族にも影響していくのだらうと思います。

そのように言ってしまうと、保守派は「伝統的家族が崩壊する」と言って抵抗しますので、あまり大きな声では言いたくないところですけども、ひそかに私はそう思っているのです、今では、やはり同性間にも婚姻を要求する運動をすべきだという考え方に変わりました。

(寺原) ありがとうございます。日弁連でもこれまで繰り返し、今の異性間の婚姻についての問題点について意見を述べてきているところで、今の先生のお話をお伺いして、同性婚についての議論をする過程で、今の、いわゆる異性間の婚姻についての問題点もより浮き彫りにして、同時にできれば解決すると。

(鈴木) 先ほど男女の婚姻適齢に差があるというお話もされました。それから、夫婦同氏を法律によって強制することも、同性間に婚姻を認める瞬間に「それはおかしいじゃないか」という話になると思うのです。つまり、女性だけが氏を変えるということを前提にしているから、このような制度が続いているわけで。

同性間で、例えばゲイのカップルで、両方男性のカップルなのに、どちらかが突然氏が変わることはおかしいわけですね。そうすると、同性婚を認めるときには、それも一緒に変えなくてはいけないことになるわけで、まさにそれは、異性カップルの婚姻にも影響を与えてしまうわけです。

ですから、法制化をするときには、「じゃあ異性間の婚姻はどうするんだ」という話が当然出てくることになりますので、やはり全体に対するインパクトになるのだと思

います。

(寺原) 心強いお話を、ありがとうございました。

最後に白石さんにお伺いしたいです。冒頭のお話で、これまで御両親にも職場の方々にも、一切カミングアウトせずに、自らのセクシャリティを隠して生きていらっしやったというお話がありました。そのような中で、今回のシンポにお顔を出して、御登壇くださった理由について、改めて最後にお伺いできればと思います。

(白石) やはり、自分が今日来たのは、若い人たちに提示できる一つのロールモデルに自分になりたいと思ったことが、一番大きな理由だと思います。

本当に若いとき、自分がこれからどのように生きていったらいいか分からなかったですし、自分自身、自殺を考えたことが何度もあります。まさしく自称・悲劇のヒロインになったことも何度もあるのですけれども、そうしてなんとか生き抜いてきている今の自分ですが、思春期のゲイやバイセクシャルの男性の自殺未遂率が、そうではない男性の数倍もあるという調査結果もありますけれども、今なお先が見通せずに悩んでいる若い当事者に、私のように、今現在は法的な保障はないけれども、とりあえずは工夫をしながら長く一緒に生きていくこともできるのだということをお示しできれば、私の今までの人生にも意味があったのかなと考えて、それはとても嬉しいことだと思っています。

あとは、自分の問題として、同性パートナーの法的保障が実現すれば、いろいろな書類を作って、先ほど小野さんからありましたけれども、困難なときに、書類を振りかざして何かしら交渉しなくても、安心して愛する人と暮らしていけたり、社会や地域に当たり前に関係が承認され、最後の別れ。私ももう 50 歳で、相手も 60 歳になります。いつ来るか分からないですが、別れるとき、パートナーとして見送られて、見送ったあとに二人で築いたものを誰にも奪われないということ。

それは、普通の異性愛の方たちは当然得ているものだと思いますが、ただそれだけが欲しいですね。そのようなことができれば、多くの若い当事者たちにとって、更に安心して生きていける大きな選択肢を用意できるのではないかと思って、今日はその思いをお伝えしたくて、参加させていただきました。

(寺原) 勇気を出して出ていただいて、本当にありがとうございます。

今日は、白石さん、小野さん、宍戸先生、鈴木先生のお話が、若い方々、あるいは若くない方々にとって、大きな本当に意味を持つことは間違いないと確信していますので、本当に心から御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

時間になりましたので、質疑応答はここで終了ということで、ありがとうございました。

## Ⅶ 閉会挨拶

### 日弁連両性の平等に関する委員会委員 本多 広高

(司会) 本日は皆様、本当にありがとうございます。日弁連(両性の平等委員会LGBTの権利に関するプロジェクトチーム)を代表して、本多から御挨拶いたします。本日はこの弁護士会館17階まで、あるいは各地の弁護士会まで、御来場いただきまして、本当にありがとうございます。

多くの弁護士は、相談や依頼を受けるときに、その方が今一番望んでいることをお尋ねして、さらにその方の生活、現実をお伺いします。そして、代理人として活動するときには、法律・憲法・人権によって物を言います。

本日は、最初に白石さん、小野さんからお二人の生活について、世田谷DPRのメンバーの現実についてお話をいただき、次に鈴木先生から札幌と台湾とモデルの転換についてお話しいただきました。最後に宍戸先生から、憲法と人権からの同性カップルの法的保障についてお話しいただきました。おかげさまで、今日のシンポジウムは、事実から出発して、人権から考えることができました。

さて、現実には性的指向や性自認の上に、沈黙と孤立の内に生きている人がいます。弁護士の中にも必ずいます。弁護士の中にもいるはずですが、しかし、全ての人は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等です。

私たち弁護士の使命は基本的人権の擁護にあります。本日のテーマは同性カップルと家族ということでしたけれども、もちろんそれが問題の全てではありません。現実には多様な家族があり、家族についての考え方も人により様々です。家族のある人も、ない人もいます。みんなが平等な配慮と尊重を受ける権利があります。また、性的指向と性自認に関する人権問題は本日のテーマの他にもあります。

これまで日弁連も、今日も一部御紹介いただきましたけれども、刑事施設におけるトランスジェンダーの処遇に関する勧告、東京都知事の性的少数者に対する差別発言に対する警告をしました。9月には、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律について、シンポジウムを開きました。

国連人権高等弁務官のパンフレット、今日は表紙だけ額に入れて持ってきたのですが、パンフレットにおいては、政府がLGBTの人を守るためになすべき五つの法的な中心的義務として、同性愛嫌悪、トランス嫌悪による暴力からの保護、拷問及び非人道的取扱いの防止、同性愛の非犯罪化、性的指向及び性的自認による差別の禁止、表現の自由、結社及び平和的集会の自由に対する尊重を挙げています。今後も検討していきますが、同性カップルと家族に関する問題は、他の人権問題とともに、解決していくべき問題と考えています。

1946年に日本国憲法が成立して、基本的人権を人類の多年にわたる自由獲得の成果であり、犯すことのできない永久の権利として保障しました。翌年、民法の親族編・

相続編は個人の尊厳と法の下での平等に立脚して、全部が改正されました。

50年後、1997年、府中青年の家事件控訴審判決が、その理由中で「公権力の行使に当たる者は同性愛者の権利・利益を十分に擁護することが要請されているのであって、無関心であったり、知識がないということは、公権力の行使に当たる者として許されない」と述べました。もっともそのあと20年経っても、「性的指向」の4文字を含む国の法令はなく、「性的指向」の4文字を含む公刊されている最高裁の判例はありません。

2001年オランダは既に、同性と異性のカップルの双方が利用できるパートナーシップ制度がありましたが、同性のカップルに婚姻を認めました。その後、同性のカップルに婚姻を認める国は増え続けています。2015年6月、アメリカ連邦最高裁は、憲法のデュープロセスと平等の保護の条項により保障される婚姻の権利を、同性のカップルは奪われることはなく、婚姻を異性間に限る州法を無効としました。

2015年11月、渋谷区がパートナーシップ証明書の発行を、世田谷区がパートナーシップ宣誓書の受領を開始しました。2016年、伊賀市、宝塚市、那覇市、2017年、札幌市がそれぞれパートナーシップ宣誓書の受領、受領証明書の交付やパートナーシップ登録を開始しました。2017年5月、台湾大法官司法会議は、同性間に婚姻を認めていない民法について、婚姻の自由を奪い、法の下での平等に反するとして、違憲との判断を下し、2年以内の法改正を命じました。

あと40日で、2018年になります。確かに「すぐには希望は見えない」、そのような気持ちの方が多くも分かっています。それでも、人は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等であり、それは確かなことです。

本日はありがとうございました。また皆様とお会いしたいと願っております。

以上をもちまして、本日のシンポジウムのプログラムを全て終了いたします。お帰りの際に、小野さん、白石さんが関係する団体のパンフレットが出口にありますので、まだこちらでお渡しそびれている方はお持ちください。

配布資料にアンケート用紙が入っています。是非、御回答いただくと有り難いです。また、今日の感想を日弁連宛てに送っていただくなど、自由にしていただき結構です。アンケートについては所定の箱に入れるか、係の者にお渡しください。本日はどうもありがとうございました。プロジェクトチーム一同、委員会一同、感謝いたします。ありがとうございました。